

【校内指導体制及び関係機関】

別紙Ⅰ

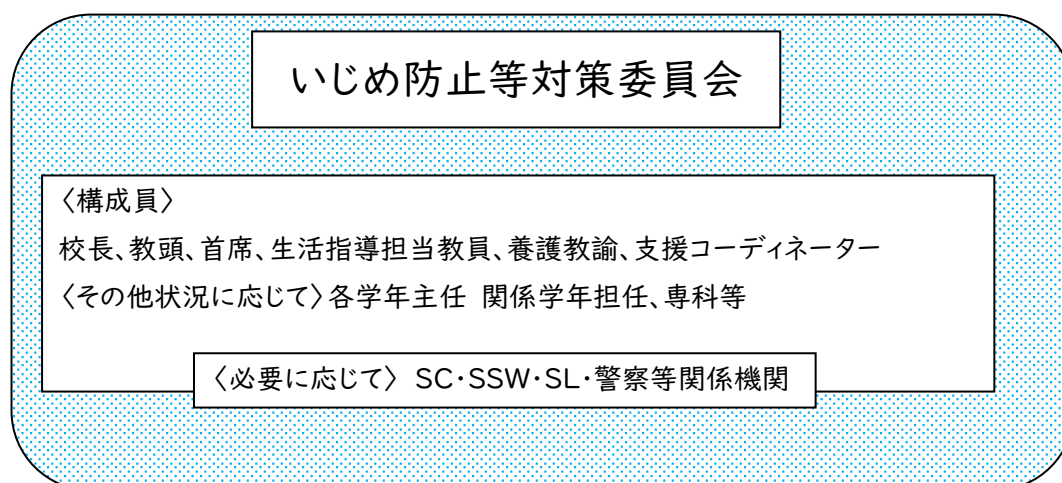
いじめの問題の取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめの問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取り組みを進めていく必要がある。その中心となるのが「いじめ防止等対策委員会」である。

◆いじめ防止等対策委員会

○校長、教頭及び児童支援担当教員を中心に、養護教諭等子ども委員会員で編成する。

（事案の状況に応じて、関係職員及びスクールカウンセラー、SSW、SL、警察等関係機関を入れてメンバーは 適宜編成する）

○生活指導委員会と兼ね、事案解決後も継続的に指導・支援するために状況に応じて組織の拡大縮小を行うこともある。



○年間指導計画の作成・実施・改善、校内研修会の企画・実施

○アンケート結果、報告等情報の整理・分析

○いじめが疑われる案件の事実確認・判断

○要配慮児童への支援方針の協議

教室の様子から☐ 用具・机・椅子などが散乱しているが増える☐ 教室にゴミが散乱している☐ 個人用ロッカーなどにゴミが入れられる☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする**集団の様子から**☐ 特定の子どもに気を使っている雰囲気がある☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある**授業や学級活動・提出物から**☐ 教室にいつも遅れて入ってくる☐ 授業中に発表すると冷やかされる☐ 授業中に他の児童から発言を強要される☐ 授業中に他の児童の発言の中で突然個人名が出る☐ 隣の人と机をぴったりとくっつけなくなる☐ その子の持ち物を周りの子が触りたがらない☐ グループ分けて孤立する☐ 班にすると机と机の間に隙間がある☐ 他の子どもと席を替わるようになる☐ 球技でパスされなかったり、パスが集中したりする☐ 給食や掃除当番などで人気のない仕事をする☐ 毎回リーダーや班長になる☐ 作文などにいじめや自殺に関する記述が見られるようになる☐ 班ノートや学級日誌に何も書かなくなる☐ 授業中職員に見えないように消しゴム投げをしている☐ 理由もなく成績が突然下がる**友だち関係から**☐ 友だちに悪口を言われているのに笑う☐ 友だちに一方的に肩を組まれている機会が増える☐ 友だちの使い走りをするようになる☐ 他の子どもの肩代わりをするようになる☐ どんな遊びでも、誘われると従う☐ これまでと違う雰囲気の友だちと付き合い始める**身辺の様子から**☐ 髪の毛が不自然に切られている☐ 体に擦り傷やあざが見られる☐ 服が汚れていることが多くなる☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする☐ 持ち物に落書きや破損の跡が見られる☐ 友だちの話をしなくなる☐ 泣いた後のような気配がすることが増える☐ 心配そうな表情をするようになる☐ 悲しそうな表情をすることが増える☐ 妙に暗くなる☐ うつむいて視線を合わせなくなる☐ おどおどするようになる☐ 笑っている時の顔が引きつっている☐ 筆圧が弱く、弱々しい文字を書くようになる**行動の中から**☐ 理由もなく一人で朝早く登校する☐ 朝家を出たのに学校に来ない☐ 遅刻・早退・欠席が増える☐ 遅刻・早退・欠席の理由を明確に言わなくなる☐ ぎりぎりの時間に登校する☐ わざとらしくはしゃいでいる☐ おどおど、にやにや、にたにたしている☐ 体調不調を訴えて保健室へ行きたがる☐ 一人で行動することが多くなる☐ 教職員の近くから離れようとしなくなる☐ 教職員にばかり話しかけ近くにいたがる☐ いつも本を読んでいる☐ 何もかも嫌だというようになる☐ みんなが帰るまで帰宅したがない☐ 校外学習や宿泊行事を楽しまなくなる

【生活アンケート】

別紙3

- 每学期、年三回実施する。
 - できるだけ学年で日をそろえる。
 - 1つでも【いじめの内容】がある児童には、20分休憩や掃除の時間を使って、ていねいに相談にのる。（教育相談）
 - 対応後、アンケート用紙と聞きとったメモ、学年集計用紙を生活指導担当へ提出する。
- 子どもへの聞き取りについて、学年主任の先生にご協力いただくこともある。

（教育相談）について

- ・困っている子どもの実態を能動的にすくい上げ、積極的に支援する。
- ・いじめ問題の早期発見
- ・子どもとのコミュニケーションから小さな気づきを見つける。
- ・困っている子どもの実態を能動的にすくい上げ、積極的に支援する。

（高学年用）

（低学年用）

生活アンケート

自分ではふでけたつもり、遊び半分のつもりでも、下に書いてあるようなことをして、相手にいやな思いをさせることは「いじめ」です。自分がされていやなことは、人に対して決してしないことが大切です。このアンケートはみなさんが楽しい学校生活を送るためにお願いするものです。

() ねん () くみ なまえ ()

○一学期に、登下校中や授業中、休み時間などに、下のようなことをされて、いやな思いをしたり、なやんだりしたことはありませんか。
周りのみんなのこと、あなた自身のことについて、あてはまるところに○をつけてください。

いじめのないよう		あてはまる かどうか	いじめの内容		
			いじめた人 の氏名	いじめられた 人の氏名	いじめられた 人の学年
(1)	① なやめられたり、からかわれたりする。				
	② れるでやや いやなことを いわれる。				
	③ あだしや もんくを いわれる。				
(2)	④ 子どもだや まわりのひとから、なやまはづれに されたり、おし され。				
	⑤ めぞを おそく ぶつかられる。				
(3)	⑥ あやふふをうして、おそく、たふされる。けられりする。				
(4)	⑦ ひどく、ぶつかられる。たふされる。けられりする。				
(5)	⑧ おかしな まうきやう されたり、おこるように いわれる。				
	⑨ もちものを よこすように いわれる。				
(6)	⑩ おかしな もちものを おとされたり、ぬすまれりする。				
	⑪ おかしな もちものを こわされたり、すてられりする。				
(7)	⑫ いやなことを けずるにたいして、おかしなことを されたり、おし されたり されたりする。				
(8)	⑬ けずるにたいして、おかしなことを されたりする。				
(9)	⑭ けずるにたいして、いじめられていると おこることを ()				

生活アンケート

自分ではふでけたつもり、遊び半分のつもりでも、下に書いてあるようなことをして、相手にいやな思いをさせることは「いじめ」です。自分がされていやなことは、人に対して決してしないことが大切です。このアンケートはみなさんが楽しい学校生活を送るためにお願いするものです。

() 年 () 組 名前 ()

○一学期に、登下校中や授業中、休み時間などに、下のようなことをされて、いやな思いをしたり、なやんだりしたことはありませんか。
周りのみんなのこと、あなた自身のことについて、あてはまるところに○をつけてください。

いじめの内容		あてはまる かどうか	いじめの内容		
			いじめた人 の氏名	いじめられた 人の氏名	いじめられた 人の学年
(1)	① なやめられたり、からかわれたりする。				
	② れるでやや いやなことを いわれる。				
	③ あだしや もんくを いわれる。				
(2)	④ 子どもだや まわりのひとから、なやまはづれに されたり、おし され。				
	⑤ めぞを おそく ぶつかられる。				
(3)	⑥ あやふふをうして、おそく、たふされる。けられりする。				
	⑦ ひどく、ぶつかられる。たふされる。けられりする。				
(4)	⑧ おかしな まうきやう されたり、おこるように いわれる。				
	⑨ もちものを よこすように いわれる。				
(5)	⑩ おかしな もちものを おとされたり、ぬすまれりする。				
	⑪ おかしな もちものを こわされたり、すてられりする。				
(7)	⑫ いやなことを けずるにたいして、おかしなことを されたり、おし されたり されたりする。				
(8)	⑬ けずるにたいして、おかしなことを されたりする。				
(9)	⑭ けずるにたいして、いじめられていると おこることを ()				

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、以下のフローを参考にし、事案に応じた対応を行う。

「いじめ」が起きた時 ～見逃さず、許さず、協働で～

教職員の報告

児童の報告

保護者の報告

地域の報告

日頃の観察、アンケート

いじめの訴え・気になる情報・小さな異常を察知したなら

些細なことも軽視せず



ただちに、管理職に報告

「いじめ」を発見して24時間以内に学校がすべきこと

〈いじめられた児童〉

- 事実関係の把握と記録
- 守り抜く決意の伝達
- 安全の確保
- 辛さに寄り添う

市教委への報告

〈保護者〉

- 直接会って報告
- 保護者の心情を理解する
- 指導方針への理解を得る
- 信頼関係の構築

いじめ防止等委員会の設置
指導体制の確立と指導方針の共通理解

〈いじめた児童〉

- 個々に事実を聴き取る

〈周囲の児童生徒〉

- 事実関係の把握

関係機関との連携

全教職員が一致協力して



深くかかわる

学校が3日以内にすべきこと

〈いじめられた児童〉

- プロジェクトチームの結成
関与の深い教師、養護教諭、スクールカウンセラー等

〈保護者〉

- 些細な変化にも注意を
- 事実関係の報告
- 解決に向けた連携強化

〈いじめた児童生徒〉

- 非人道的行為であることを理解させる指導
- 必要なら専門機関と協働

学級での指導（傍観者からの脱去 共感的人間関係の構築 自己存在感を実感する学級づくり）

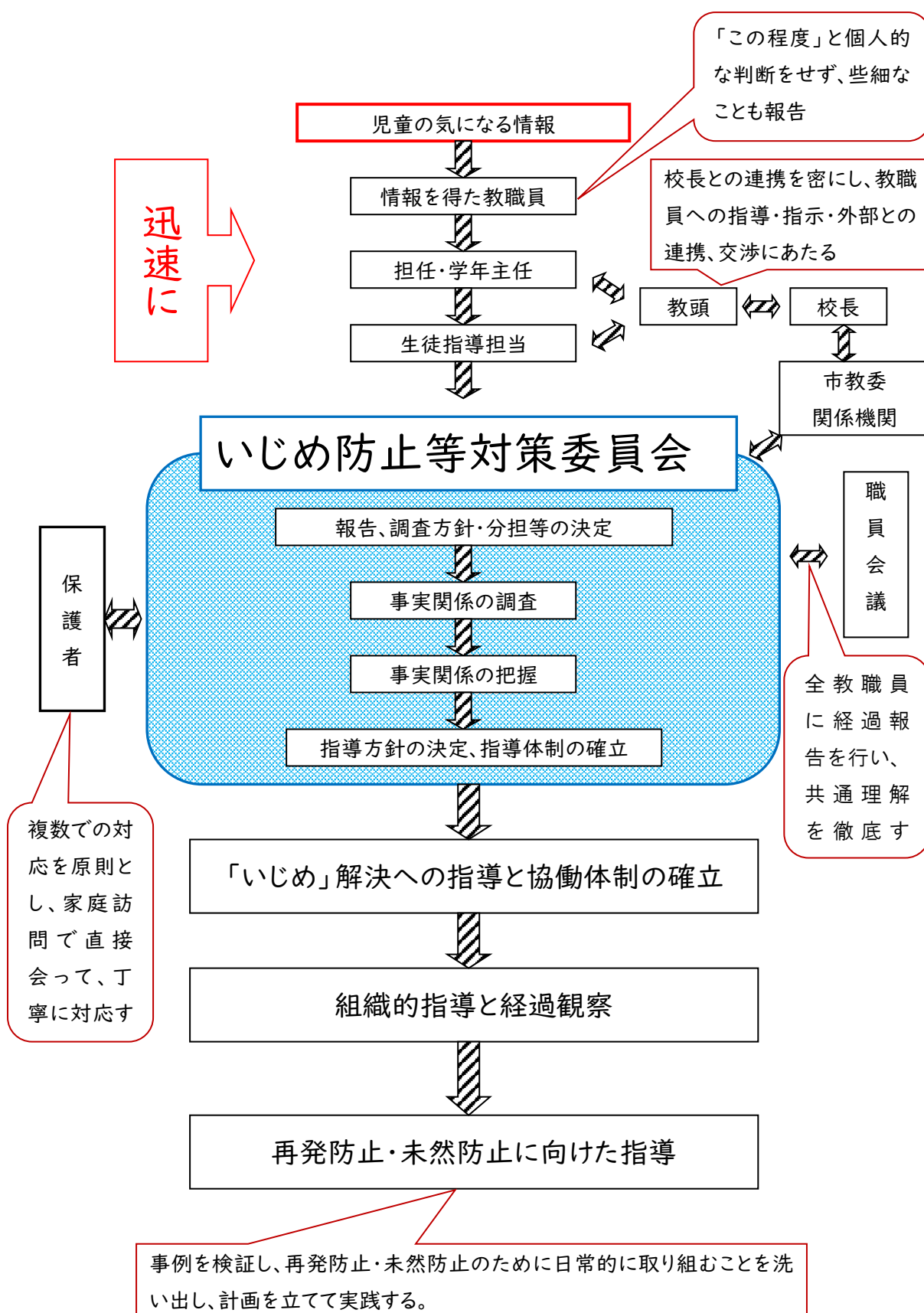
関係者が一致協力して



継続してかかわる

「いじめ」発生後、学校が継続してすべきこと

人権意識の高揚 特別活動の充実 いじめを解決できる学級づくり 学年集団育成の強化



(1) 報告・情報収集	発見した教職員が状況を報告 ・整理 複数の教職員から情報を収集	状況を管理職及び生徒指導担当に報告する。 当該児童にかかわるすべての教職員から情報を収集する。 具体的事実を詳細・時系列で整理する。
(2) 指導方針の検討	学年会・生徒指導合同会の開催	教職員の情報を基に今後の対応方針を検討する。管理職
(3) 保護者対応	被害児童の保護者への対応	事実を報告する。情報の共有、方針の共通理解を図る。 被害児童の保護者に対して、現時点での状況と今後の指導方針を説明するとともに、保護者の同意を得る。
(4) 事実確認	被害児童からの聞き取り	時間、場所、状況に配慮し、心情的に寄り添い、具体的事実、思いを丁寧に聞き取る。
(5) 指導方針の検討	対策会議の招集 学校指導の開始 (市教委への報告)	校長を中心に、事実確認を基に今後の指導方針を検討する。(教頭、学年、生徒指導担当、養護教諭)警察・関係機関との連携も視野に入れ、柔軟な対応を図る。
(6) 事実確認	周囲の児童からの聞き取り	人間関係に配慮して被害児童の状況を的確に聞き取る。
(7) 指導方針の検討	対策会議の招集	周囲の児童からの聞き取りを基に、事実を整理してより具体的な方針を協議する。
(8) 保護者対応	被害児童の保護者への対応	いじめの状況、指導方針を説明し、家庭の状況についても聞き取りをする。
(9) 事実確認	加害児童からの聞き取り	被害児童、教職員、周囲の児童からの聞き取りを基に事実確認を行う。
(10) 指導方針の検討	対策会議の招集	加害児童からの聞き取りを基に事実の確認を行う。今後の指導方針を検討する。
(11) 保護者対応	加害児童の保護者への対応 被害児童の保護者への対応	確定した事実とともに、学校としての指導方針を説明する。 冷静に客観的な事実を基に説明する。 学校の取り組みの現状について説明する。当該児童の学校での様子を伝える。
(12) 特別な指導	加害児童に対する毅然とした指導	指導方針に従って指導を行う。学年及び生徒指導担当が中心となる。
(13) 人間関係の修復	謝罪の場の設定	被害児童の保護者と連携し、意向を十分配慮して行う。 被害児童や保護者の心情を加害児童や保護者に伝え、今後、より良い人間関係が構築できるよう援助する。
(14) 学級指導	いじめのない学級づくりの展開	被害・加害児童だけの問題ではなく、周囲の児童(観衆・傍観者を含め)の指導を行う。場合によって学年集会等を開く。積極的な生徒指導を学年教師全員で行う。
(15) 指導後の状況把握	加害児童・被害児童の状況把握	加害児童・被害児童との面談、保護者との連携、授業での状況を把握する。
(16) 指導の総括	職員会議の招集	指導経過を振り返り、今後の学校づくりの課題を整理し、改善点の検討・実施を図る

重大事態の発生

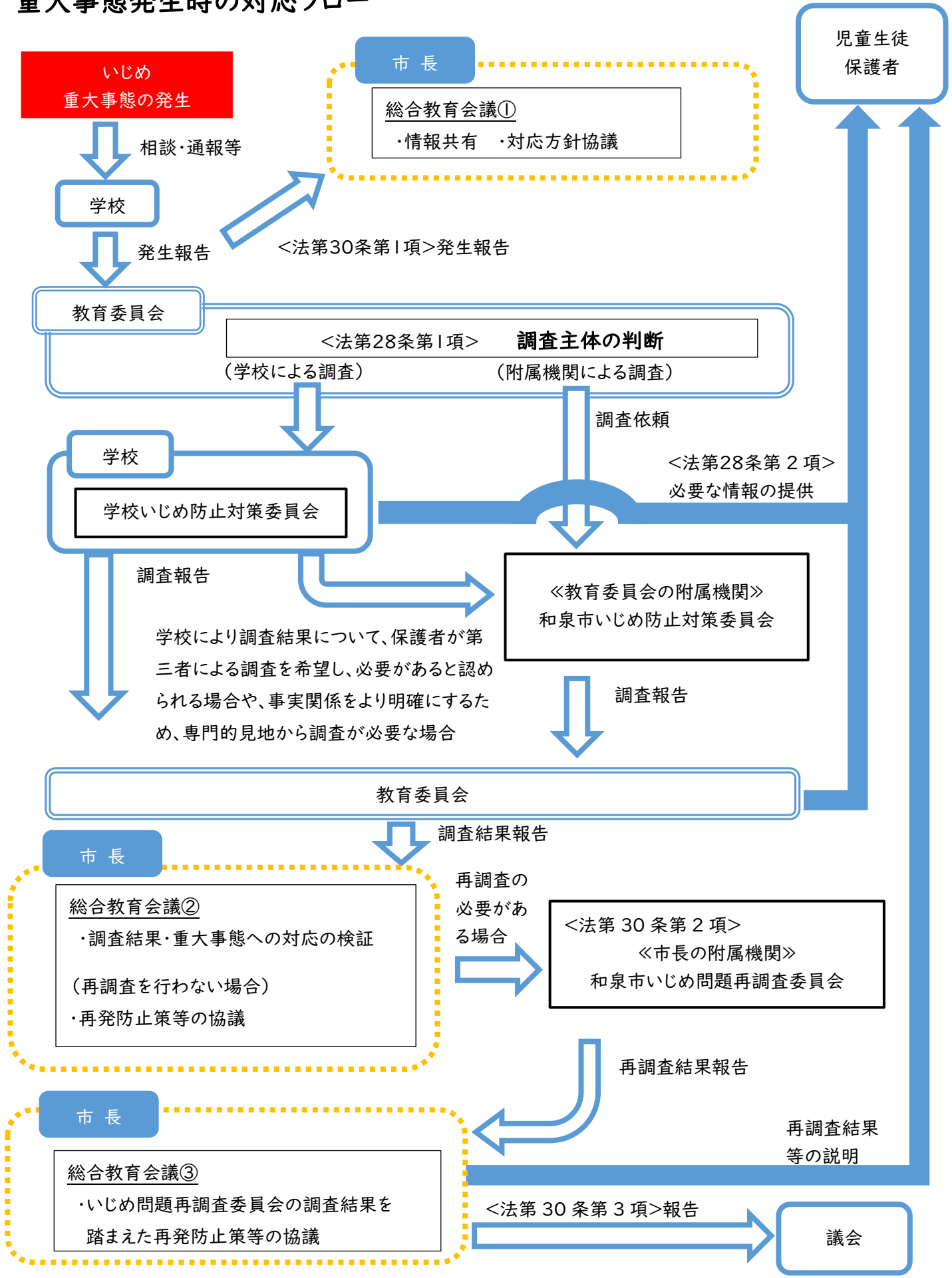
生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」・児童が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合

○「相当の期間」・年間30日を目安とする 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

重大事態発生時の対応フロー



学校におけるいじめの防止等の取組に関して、全教職員で共通理解し、組織的に実行できているかをふり返し、当てはまる数字に○をしてください。

4…よくできている、3…おおむねできている、2…あまりできていない、1…できていない

1 いじめの防止のための取組

項目		チェック			
授業づくり 学校づくり・ 子ども理解	児童が規律正しい態度で主体的に授業や行事に取り組めるよう指導・支援を行っている	4	3	2	1
	全ての児童が参加できる授業づくりに努めている	4	3	2	1
		4	3	2	1
生徒指導 集団づくり・ 子ども理解	互いのよさや違いを認め合う集団づくりに努めている	4	3	2	1
	児童理解や人間関係の把握に努めるとともに、児童一人一人と会話するよう心がけている	4	3	2	1
		4	3	2	1
教職員 資質能力向上	生徒指導の視点を大切にした授業づくりについて、全教職員が共通して取り組むよう努めている	4	3	2	1
	児童が「死ね」「うざい」等、人を傷つける言葉を発した時には、その場で注意・指導するよう努めている	4	3	2	1
		4	3	2	1
	教師の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたりいじめを助長したりすることの無いよう、細心の注意を払っている	4	3	2	1
	いじめ認知の視点について、教職員間で定期的に確認している	4	3	2	1
		4	3	2	1

2 いじめの早期発見、早期対応等

項目		チェック			
いじめの発見	日常の観察に加え、アンケートや面談、個人ノートなどを活用し、児童の実態把握に努めている	4	3	2	1
	いじめの疑いや気になる兆候が見られる場合には、校内の「いじめの防止等の対策のための組織」に報告し、複数の教職員で情報を共有したうえで見守るようにしている	4	3	2	1
	児童の人間関係等を観察しながら、「もしかして、いじめではないか」という視点を常に意識している	4	3	2	1
いじめの対応等	被害児童や情報を提供してくれた児童を守り通すことを前提に、組織で迅速に対応することに努めている	4	3	2	1
	加害児童への指導について、その行為に対しては毅然とした態度で指導をしたうえで、行為の背景などに寄り添い、根本からの改善に努めている	4	3	2	1

3 家庭や地域の関係団体等との連携促進

項目	チェック
学校行事や学級での出来事などについて、学級通信等で情報発信するよう努めている	4 3 2 1
児童の様子で気になることがあれば、大小にかかわらず家庭へ連絡したり、保護者から聞き取ったりするよう努めている	4 3 2 1

4 取組全体を通しての成果や課題、改善点などについてお書きください。